平成２９年（フ）第５２号
北九州市小倉南区湯川新町３丁目８番31―103号
債務者　久永　佑治
1　決定年月日時　平成29年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　貴明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５５号
神戸市北区谷上西町25番５―302号、従前の住所兵庫県宝塚市山本台３丁目16番１―707号
債務者　植村　直樹
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７１号
神戸市長田区浜添通２丁目２番28号　プレミール真野101号
債務者　米田　優樹
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０５号
秋田市桜１丁目６番21号、前住所福島県伊達市保原町富沢字沼ノ上33―２　株式会社光建社員寮
債務者　佐川　智志
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江野　　栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９７号
神戸市長田区菅原通２丁目98番地　リッチライフ201号、従前の住所京都府京田辺市草内禅定寺42番地４
債務者　丸山　　豪
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋田　麻以
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月26日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４６５号
鹿児島県鹿児島市東谷山４丁目10番16号（メゾン桜坂202号）
債務者　用丸　雄一
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　正込健一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１３号
鹿児島県鹿児島市吉野町6067番地36
債務者　黒岩　直美
1　決定年月日時　平成29年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　大観
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３５号
北九州市小倉北区下到津３丁目11番10―505号
債務者　谷本　誠一
1　決定年月日時　平成29年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末廣　清二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７０号
北九州市八幡西区養福寺町３番21号（201）
債務者　山口　光俊
1　決定年月日時　平成29年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　祖父江弘美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月28日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３１５号
沖縄県那覇市高良２丁目13番63―204号　アカギコーポ
債務者　大城　京子
成年後見人　大城　　博
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉本　　隼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第８６７号
広島市中区吉島西３丁目６番15―603号
債務者　小田　将司
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高尾　靖浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８７４号
広島県廿日市市友田1511番地
債務者　池田　龍児
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　淳哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２０号
鳥取県米子市彦名町２番地２　102、住民票上の住所鳥取県西伯郡南部町西町177、178番地の１
債務者　阿部　真治
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中永　淳也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第１７号
高知県南国市三畠786番地
債務者　竹村　忠範
1　決定年月日時　平成29年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西森やよい
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月24日午前９時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２３号
福井県鯖江市有定町３丁目７番10号
債務者　藤本　義博
1　決定年月日時　平成29年２月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻生　英右
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月９日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第８号
秋田県横手市十文字町佐賀会字下沖田25番地４
債務者　福岡　宏子
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
秋田地方裁判所横手支部